

令和2年度

事業計画書

社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会

令和2年度事業計画

【基本方針】

本町も人口減少、少子高齢化が進行する中で地域共生社会の実現に向けた地域福祉の充実が重要となっています。個人の尊厳が尊重され、多様性を認め合うことができる地域となるためには、住民主体による地域づくりの気運を高めていくことが必要です。

そこで社会福祉協議会は町民の方から期待され、町民の方と一緒に地域課題解決に取り組み、住みよい町づくりのための地域福祉活動を福祉行政と協働して展開していきます。

また、介護保険事業、障がい者自立支援事業はサービスの質の向上を図り、事業展開をしていきます。

【重点施策】

- 1 町民の福祉に対する意識の高揚と啓発に取り組みます。
- 2 地域の困りごとを町民と協働しながら課題解決に向けた地域づくりに取り組みます。
- 3 安心して利用できる福祉サービスの利用の促進に取り組みます。

【主な取り組み】

1 町民の福祉に対する意識の高揚と啓発に取り組みます。

地域福祉活動に関する実態把握を通して、福祉課題の共有と町民自らの課題であることへの認識を高める取り組みを進めます。

ホームページ運用、音声告知・TCCを活用した情報提供の強化と福祉座談会、福祉大会や各種研修会等で福祉関係者との連携・啓発に努めます。

また、福祉検定フェスティバル、福祉議会への参加やボランティア活動体験などを通じて、児童生徒、町民の福祉への理解と関心を高め、ユニバーサルデザインを考えたまちづくりに取り組みます。

豊かな人間性を育むために、学校教育だけではなく地域のさまざまな関係機関や団体などと連携しながら町民の福祉教育の推進に取り組みます。

- (1) 集落に出向き福祉委員、民生児童委員など集落の福祉関係者と話し合いながら地域の福祉課題の調査、研究を行います。
- (2) 広報紙、ホームページを親しめる内容とし最新の福祉情報を発信します。
 - ・広報紙は全世帯、年5回配布します。
- (3) 町内全戸に福祉サービス情報カレンダーを配布します。(年末)
- (4) 琴浦町福祉大会の開催(11月29日 予定)
 - ・福祉功労者等表彰・講演、実践発表・ボランティア体験など
- (5) 福祉検定フェスティバルの開催

- ・ユニバーサルデザインを考えたまちづくり

※「誰にでも暮らしやすい町ってなあに？」

(7) 福祉議会の開催

- (8) ふれあいいいききサロンへの助成と職員がレクリエーション指導に集落へ出向きます。(目標 25 集落)

- ・サロン世話人交流会の開催(6月)

- (9) 福祉座談会などを通して地域における福祉教育に取り組みます。

- (10) 小・中学生の福祉教育に取り組みます。

- ・「わくわく東伯」など職場体験事業を積極的に受入れ福祉教育の向上を図ります。
- ・ゲストティチャーによる福祉の学びに取り組みます。

2 地域の困りごとを町民と協働しながら課題解決に向け取り組みます。

福祉課題の掘り起しに取り組み、地域のことは自分たちの問題であることの認識を高める取り組みと地域で支え合う意識の向上、支援が必要な方への支え合い体制の活動を支援します。なかでも「支え愛マップ」作成の推進をより強化していきます。

ボランティアの活性化を図るため、相談しやすい体制整備と住民の生活スタイルの多様化に合わせた生活を支えるボランティア活動者の拡充と、災害時におけるボランティア活動を、迅速かつ効果的に展開するための体制整備と関係機関との連携強化に取り組みます。

- (1) 福祉委員・愛の輪協力員の方々の日ごろの見守り活動を支えます。

- ・福祉委員、愛の輪協力員研修会の開催(年2回)

- (2) 福祉座談会実施に集落に出向きます。

- ・持続できる地域づくりに向け、地域の困りごとなど一緒に意見交換をする。(目標 20 集落)

- ・福祉課題が当事者世帯のみの課題ではなく、集落や地域全体の課題ととらえ、支え合うネットワークの組織化と地域づくりに取り組みます。

- ・制度やサービスのない生活のしづらさなどの解決に向けた取り組みを展開します。

- (3) 支え愛マップ(防災福祉マップ)作成への支援に取り組みます。(目標 5 集落)

- (4) ボランティアセンター運営の充実

- ・ボランティア活動者のための研修会、ボランティアからの相談、保険加入受付や連絡調整など活動を支えます。また、ボランティア交流会を開催し、ボランティアの活性化に取り組みます。

- ・ボランティアセンター事業の情報発信と一人暮らし高齢者、障がいのある方、子育て、ひとり親家庭世帯などに、ちょっとした手助けができるような人材発掘に取り組みます。

- ・災害時には災害ボランティアセンターを設置し、復興支援ボランティアの活動を支援します。

- ・夏休みボランティア活動体験事業により小・中学生の自主的なボランティア活動を応援します。(8月)

3 安心して利用できる福祉サービスの利用の促進に取り組みます。

地域住民の生活課題を潜在化・複雑化させないために、関係機関や組織との連携を図り、協働による総合的な解決に向けての取り組みを推進します。

軽度の認知症や障がいがあっても、自立した生活の実現に向けて、日常生活自立支援事業や成年後見制度を行政と連携し推進に取り組みます。

(1) えんくるり事業の実施

- ・緊急的に生活が困難になられた方の相談に応じます。(現物給付による経済的支援を行います。例：電気代、灯油代など)

(2) 日常生活自立支援事業の推進

- ・認知症や障がいなどにより金銭管理や福祉サービスの利用にあたって、不安のある方を支援します。

(3) 成年後見利用援助事業の推進

- ・認知症や障がいなどにより法律行為、財産管理ができないため困っている方を、社会福祉協議会が法人後見人として支援します。

(4) フードサポート事業の実施

- ・一時的に生活が困難になられた方に、ご寄付による食材や食品を提供しながら安定した生活が送れるよう相談や支援をします。

(5) 低所得者の方へ生活福祉資金の貸付を行います。(県社協)

4 法人運営及びサービス事業ほか

(1) 法人運営 理事会(8回)、評議員会(4回)、監査会(2回)の開催

(2) 苦情処理第三者委員会の開催(10月、3月)

(3) 共同募金委員会運営への協力

(4) 介護保険事業の運営

通所介護事業所

介護・日常生活支援総合事業の方に日帰りで、食事、入浴などの支援や利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持のため、日常生活の自立に向けての支援や機能訓練等を行います。またご家族の身体的、精神的負担の軽減を図り在宅生活の継続を支援します。

目標 利用者 月～土 35名/日

(5) 障がい者自立支援事業の運営

① 琴浦ふれあい事業所

ア 生活介護事業

常に介護が必要な障がいのある人に、入浴・排せつ、食事の介助、相談及び助言その他必要な日常生活上の支援を行います。また、機能訓練、創作活動、生産活動、社会適応訓練の機会を提供し、身体機能等の向上のために、障がい特性に応じた支援を行います。

目標 利用者 月～金 20人/日

イ 就労継続支援B型事業

一般企業等での就労が困難な障がいのある人に、それぞれの能力に合わせた作業内容を提供し、就労に必要な知識及び能力向上のために訓練や支援を行います。利用者が意欲的かつ楽しみを持って取り組むことのできる活動を取り入れながら、就労の場の確保と工賃向上を目指します。

目標 利用者 月～金 20人/日 平均目標工賃 月額 15,000円

② 指定特定相談支援事業所

障害福祉サービス等を申請した障がい者・障がい児に、サービス等利用計画の作成及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（継続モニタリング）を行い、課題の解決や適切なサービス利用に向け、関係機関と連携を図り本人や家族の希望する日常生活や社会生活を送ることができるよう支援を行います。

③ 日中一時支援事業所（町）

障がい者・障がい児等の日中における活動の場を確保し、障がい者・障がい児等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。児童については、学校終了後や学校の休業日にサービスを提供し、障がいに応じた支援を行います。

月～土（土曜日は本所で実施）

(6) さわやか福祉給食の実施（利用は非課税者のみ）

事業の必要性を検証し継続または廃止を検討します。

(7) 歳末たすけあい事業

① 小・中学校（養護学校）入学祝いに児童・生徒へ記念品を贈呈します。

② 除雪機購入助成事業（募金額の範囲内）

（地域福祉活動が顕著な集落（申請要件あり）に対して除雪機購入費用を助成します。）

(8) 福祉団体・ボランティア団体事務支援（10団体）

(9) 福祉団体、ボランティア団体への活動費の助成（17団体）

(10) 福祉センターの管理運営（ふれあい交流広場）

(11) 災害見舞金・新生児誕生祝い品贈呈

(12) マイクロバスの運行管理、祭壇、レクリエーション用具等貸出事業の実施

(13) 介護ボランティア事業（町）

(14) 介護予防教室「はればれ」「いきがい」（町）

(15) こども食堂の継続実施

(16) 法人連絡会の継続実施（町内社会福祉法人等による公益的な取り組みの検討）

(17) 地域福祉事業について、町からの地域福祉事業補助金に鑑み一部事業廃止及び見直しを検討します。

(18) 社会福祉法の一部改正（平成30年4月1日施行）により町策定（地域福祉計画）の見直しにより地域福祉計画と連動して地域福祉活動計画の見直しを検討します。

【廃止する事業・サービス】

1. 放課後等デイサービス事業
2. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業（町）
3. 準要保護児童・生徒への歳末義援金の配布
4. 弔花の配布
5. ボランティア活動保険の社協負担の廃止
 - (1) 対象者
 - ・愛の輪協力員
 - ・さわやか福祉給食（調理・配送ボランティア）
 - ・ボランティアセンター登録者（個人・団体ボランティア）

【休止する事業】

1. 居宅介護支援事業
2. 総合相談事業
3. 資金貸付事業の新規貸付

【その他】

1. こども食堂の開催場所の変更
 - (1) 社会福祉センターは5月まで、6月からはみどり園、百寿苑がそれぞれの場所で実施予定